

令和 8 年度第 1 回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和 8 年 7 月 1 日（水）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで

場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム

1 あいさつ

2 議題

(1) 障害福祉サービス等の提供実績について（p 3 ～）

(2) 基幹相談支援センターの実績について（p 1 3 ～）

(3) 碧南市地域自立支援協議会各作業部会の実績報告及び今年度の取組について

（p 1 5 ～）

(4) へきなん障害者ハーモニープランの策定について（p 2 3 ～）

3 その他

【令和 8 年度の日程】

- ・ 第 2 回：令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午前 1 0 時から
へきなん福祉センターあいくる 2 階 デイルーム
- ・ 第 3 回：令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）午前 1 0 時から
へきなん福祉センターあいくる 2 階 デイルーム
- ・ 第 4 回：令和 9 年 2 月 2 6 日（金）午前 1 0 時から
へきなん福祉センターあいくる 2 階 デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日公告第269号)

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日公告第34号抄)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

議題（１） 障害福祉サービス等の提供実績について

障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業については、第３期障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画で現状と課題を確認し、必要な見込量やそのための具体的方策を策定した。令和６年度以降の見込量及び実績は以下のとおり。令和７年度の見込量及び実績の分析をもとに、今後の課題及び方針について記載した。

１ 障害福祉サービス

（１）訪問系サービス

（単位：１か月あたりの延べ利用者数、１か月あたりの延べ時間）

サービス名	区分	令和６年度		令和７年度		令和８年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
居宅介護	人	100	91	102	84	104
	時間	2,480	2,522	2,529	2,510	2,579
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1
	時間	425	303	425	289	425
同行援護	人	5	5	5	5	5
	時間	32	40	32	38	32
行動援護	人	1	1	1	0	1
	時間	7	4	7	0	7
重度障害者等 包括支援	人	1	0	1	0	1
	時間	425	0	425	0	425

ア 分析

同行援護の延べ時間は実績が見込量を上回った。その他は、実績と見込量が同数、もしくは下回った。

イ 課題

同行援護や行動援護などを行う従事者の専門的な技術の習得が課題である。また、サービス提供中に従事者間での情報共有が可能な通所系サービスと異なり、訪問系サービスにおいては、サービス提供上の課題の把握や事業所ごとの課題解決に向けての従業員教育の機会が乏しいため、研修の実施が困難な状況である。

ウ 方針

障害特性により、対応に知識や経験が必要となる人への支援や、特に行動援護に要する専門的な技術などに関する研修の検討、実施及び事業所間での情報共有などの技術支援が可能となる体制の整備を図る。また、障害福祉分野の多様な人材の確保及び就業者数の増加を図るために、仕事の魅力が伝わるような情報発信の方法や内容を検討する。

(2) 日中活動系サービス

(単位：1 か月あたりの延べ利用者数、1 か月あたりの延べ日数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
生活介護	人	185	167	187	164	189
	日	3,668	3,252	3,707	3,214	3,747
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1
	日	23	0	23	0	23
自立訓練 (生活訓練)	人	3	2	3	1	3
	日	65	18	65	5	65
就労移行支援	人	25	27	27	26	29
	日	442	466	477	436	513
就労継続支援 (A型)	人	59	57	62	64	65
	日	1,179	1,141	1,239	1,235	1,299
就労継続支援 (B型)	人	174	204	192	225	211
	日	3,060	3,437	3,376	3,892	3,710
就労定着支援	人	16	11	18	10	20
療養介護	人	14	15	15	16	16
短期入所 (福祉型)	人	45	32	45	32	45
	日	151	109	151	118	151
短期入所 (医療型)	人	4	3	5	1	6
	日	32	13	40	11	48

居住系サービスの宿泊型自立訓練を日中活動系サービスの自立訓練(生活訓練)の中に含めて計上

ア 分析

就労継続支援(B型)の利用者数及び利用日数は実績が見込量を上回った。療養介護の利用者数は実績が見込量を上回った。その他は、実績と見込量が同数、もしくは下回った。

イ 課題

生活介護や短期入所の事業所については、近隣市を含めても十分な事業所数や空き定員がなく、新規の利用開始や緊急時の利用が困難な状況となっている。また、自立訓練等の提供する事業所が近隣市にほとんどないサービスについては、十分なサービス利用ができていない可能性がある。その他、医療的ケアを要する障害者等に対する生活介護及び短期入所を提供できる体制が整っていないことが課題となっている。

ウ 方針

特別支援学校等の卒業予定者数や卒業後の進路希望を把握するとともに、障害福祉サービス事業所説明会を実施するなど、地域で情報を共有し、卒業後の利用サービスの確保を支援する。

自立訓練は、サービス利用のニーズに応じて必要な支援体制を検討する。また、就労移行支援及び就労定着支援については、障害者の法定雇用率の上昇も踏まえ、雇用者や雇用支援者を対象とした、障害理解に関する講演、研修等を行い、障害者の就労機会の創出や継続雇用の促進を図る。

医療的ケアを要する人や重症心身障害児者が安心して地域で生活できるよう、事業所での医療行為などの専門性の確保を推進し、地域における受け入れ体制の確保を目指す。

(3) 居住系サービス

(単位：1か月あたりの延べ利用者数、1か月あたりの延べ日数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
自立生活援助	人	1	0	1	0	1
共同生活援助	人	64	76	67	90	70
施設入所支援	人	34	31	33	28	32

ア 分析

共同生活援助の延べ利用者数は、実績が見込量を上回った。一方、自立生活援助及び施設入所支援の延べ利用者数は実績が見込量を下回った。

イ 課題

保護者など介護者の高齢化により“親なき後”の支援として、単独生活が困難と思われる障害者に対するグループホーム等の居住環境のニーズが高まっている。一方で、従業員の不足や、強度行動障害者や医療的ケア等を必要とする重度障害者の受け入れ可能な事業所が不足しているなど、提供体制の充実が課題である。

ウ 方針

圏域内の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実や自立生活援助、地域移行支援の推進を図るとともに、居住系サービスの提供体制の整備を図る。

共同生活援助の受け入れ体制の確保にあたっては、国庫補助を活用し、強度行動障害者や医療的ケア等を必要とする重度障害者の受け入れ可能なグループホームの設置を促進する。また、障害者等のニーズや事業所が求める支援を把握し、情報共有を進めるとともに、市と事業所間で連携し、市内で利用できる定員の拡充に向けた支援を推進する。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

(単位：1 か月あたりの延べ利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
計画相談支援	人	80	78	86	84	92
地域移行支援	人	2	0	2	1	2
地域定着支援	人	1	0	1	0	1

ア 分析

すべて実績が見込量を下回った。

イ 課題

障害福祉サービスの利用者増加に伴い、計画相談支援の利用者が増加しているが、相談支援専門員の人数が確保できていない。加えて、地域での包括的な支援が必要とされ、各機関において提供されるサービスの調整も相談支援事業所に求められており、相談支援専門員の質及び人数を確保し、需要に応える相談支援の提供体制の整備が求められている。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となり得る長期入院者の定期的な状況の把握が病院外の関係機関においては困難であることや、医療機関においては、地域における福祉施策の体制状況の把握が困難であることなどから、サービスの提供実績がないのが課題となっている。

ウ 方針

地域における包括的な支援を行うために関係機関の連携及び支援を強化することで、相談支援専門員の負担軽減を図る。

長期入院者の地域移行に関しては、医療機関と相談支援事業所との連携を図り、地域移行支援及び地域定着支援の対象者の把握や、地域移行後に継続的な相談支援の実施、医療機関との情報共有を行う等により、地域での定着支援を行う。

2 障害児通所支援事業

(単位：1 か月あたりの延べ利用者数、1 か月あたりの延べ日数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	人	86	78	86	95	85
	日	430	514	430	560	425
放課後等 デイサービス	人	307	264	322	286	338
	日	1,774	2,312	1,860	2,602	1,953
保育所等訪問支援	人	120	133	130	147	140
	日	120	133	130	147	140
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	1	1	1	1
	日	7	3	7	3	7
障害児相談支援	人	45	45	47	51	49
医療的ケア児に対する 関連分野支援を調整する コーディネーターの配置	人	2	2	2	2	2
子ども・子育て 支援事業	人	364	385	364	388	364

(1) 分析

児童発達支援及び放課後等デイサービスの延べ日数は実績が見込量を上回った。保育所等訪問支援の延べ利用者数及び延べ利用日数は実績が見込量を上回った。障害児相談支援及び子ども・子育て支援事業の延べ利用者数は実績が見込量を上回った。その他は、実績と見込量が同数、もしくは下回った。

(2) 課題

各サービス提供事業所の増加に伴い、各事業所にて行われる支援内容が多様化し、保護者の各サービスに求めるニーズも多様化してきている。そのため、各サービスの調整を図る相談支援専門員の需要が高まっており、計画相談支援と同様に支援体制の整備が課題となっている。放課後等デイサービスについては、児童の育成について保護者が事業所に頼りきりになってしまうケースもある。

また、医療的ケアを必要とする障害児に対するサービスは乏しく、医療的ケア児の受け入れが可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が市内にないことや、圏域においても限られていることが課題となっている。

(3) 方針

各事業所が提供するサービス内容を把握し、事業内容の適正さを確認するとともに各障害児の支援に適したサービス利用に適切かつ、円滑につなげられるよう各事業所や障害児相談支援事業所と情報連携に努める。

保護者が子どもの特徴を早期に理解し、適切な関わり方を学ぶことで、放課後等デイサービスなどの事業所に頼りきりになることなく、将来の健全な生活につなげ

るため、保護者向けの講習会や発達相談、ペアレントトレーニングなど、家族等に対する支援の充実を図る。また、にじの学園を含め、支援体制の充実に努める。

医療的ケア児については、地域での生活における支援環境を整備するため、市内の実態把握を踏まえた整備方針等の協議を進め、コーディネーターを配置し個別の対応を含めた支援の充実を図る。

重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスについて、医療的ケア児者検討会等でニーズを整理しながら必要な支援体制を検討する。

3 地域生活支援事業等

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(単位：実施か所数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
理解促進研修・啓発事業	か所	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2

(2) 相談支援事業

(単位：実施か所数、実施有無)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

(単位：実施か所数、1か月あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1

(4) コミュニケーション支援事業

(単位：1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
手話通訳設置事業	人	13	6	7	4	7
手話通訳者派遣事業	人	15	17	22	48	22
要約筆記者派遣事業	人	1	0	1	0	1

(5) 日常生活用具給付等事業

(単位：1年あたりの件数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
介護・訓練支援用具	件	7	7	7	6	7
自立生活支援用具	件	9	6	9	6	9
在宅療養等支援用具	件	26	14	32	6	40
情報・意思疎通支援用具	件	5	4	5	5	5
排泄管理支援用具	件	1,222	1,223	1,252	1,318	1,282
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	1	1

(6) 手話奉仕員養成研修事業

(単位：1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
手話奉仕員養成研修事業	人	7	6	8	6	9

(7) 移動支援事業

(単位：1か月あたりの利用者数、1か月あたりの延べ時間)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
移動支援事業	人	125	80	131	77	137
	時間	1,116	1,034	1,170	1,083	1,223

(8) 地域活動支援センター

(単位：実施か所数、1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1
	人	14	12	14	10	14

(9) 訪問入浴サービス事業

(単位：1 か月あたりの延べ利用者数、1 か月あたりの延べ日数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
訪問入浴サービス事業	人	14	8	16	11	18
	日	67	45	79	59	89

(10) 生活訓練等事業

(単位：1 年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
生活訓練等事業	人	6	10	6	12	6

(11) 日中一時支援事業

(単位：1 か月あたりの延べ利用者数、1 か月あたりの延べ日数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
日中一時支援事業	人	191	133	158	116	162
	日	393	230	241	281	250

(12) 巡回支援専門員整備事業

(単位：1 年あたりの実施回数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
巡回支援	回	35	40	35	102	35
支援者向け講習会	回	10	11	10	17	10
保護者向け講習会	回	12	18	12	9	12
発達相談	回	250	686	250	981	250

(13) レクリエーション等活動等支援事業

(単位：1 年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
レクリエーション等活動等支援事業	人	85	51	85	36	85

(14) 芸術文化活動振興事業

(単位：1 年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
芸術文化活動振興事業	人	70	39	70	49	70

(15) 声の広報発行事業

(単位：1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
声の広報発行事業	人	7	4	7	4	7

(16) 奉仕員養成研修事業

(単位：1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
奉仕員養成研修事業	人	9	8	9	7	9

(17) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業

(単位：1年あたりの利用者数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業	人	7	3	7	1	7

(18) 補装具費給付事業

(単位：件数)

サービス名	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
交付、借受及び修理	件	100	93	105	103	110

ア 分析

手話通訳者派遣事業の利用者数及び日中一時支援事業の延べ日数は、実績が見込量を上回った。一方、移動支援事業及び補装具費給付事業などは、実績が見込量を下回った。

イ 課題

成年後見制度利用支援事業は、高齢化に伴い必要性は高まっている一方で、利用実績は低くとどまっている。制度の周知は進んでいるものの申請手続きの煩雑さから申請を先延ばされるなど、利用に至っていないことが推察される。日常生活用具の一部の品目、手話通訳者派遣事業などについては、利用を必要とする障害者等の特定が難しいものの、手帳の障害種別や年齢別の所持者数を踏まえると、利用実績は低調となっており、制度自体の周知不足から利用に至っていないことも想定される。

児童の育成に関しては、家庭や保育所など多く生活場面でサポートが必要で

あり、そのため、保護者のサポートや支援者の支援力の向上が必要である。

ウ 方針

継続的な実施となっている事業については、実情や利用者の状況に合わせて、関係機関や事業者と連携し、各事業の柔軟な提供体制の確保を図る。

成年後見制度利用支援事業の利用に至っていない障害者が適切に制度を利用できるよう、市広報やインターネットを活用した広報活動や、碧南市成年後見支援センターなどの関係機関との連携、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体への制度説明など、情報収集できる機会を増やす方策を検討する。

児童の育成に関しては、巡回支援等を実施し、支援者の専門的な技術を向上させるとともに支援者向け講習会を実施する等支援者全体の技術の底上げを目指していく。また、保護者向けの講習会や相談の充実も図っていく。

議題（２）基幹相談支援センターの実績報告

１ 総合的・専門的な相談支援の実施（令和７年４月分から令和８年３月分まで）

（１）一般相談支援件数

１８歳未満２９件、１８歳以上８１０件、合計８３９件

（２）総合的な相談支援や専門的な相談支援（困難ケース等）への対応

実人数６１人に対し、延べ１，８１６件の相談支援を実施。件数の具体的な内訳は次の通り（件数は全て延べ）。

ア 被虐待者への対応や継続的対応が必要な人への支援 ２５件

イ 家族力が低く多問題のある人への支援 ３１７件

ウ 強度行動障害のある人への支援 ４４件

エ 医療依存度が高い人への支援 ２１６件

オ 障害特性による課題が多い人への支援 １，２１４件

２ 地域の相談支援体制の強化の取組

（１）地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、指導

計画相談支援を担当する事業所と支援方針の確認などのサポートを実施。

（２）地域の相談支援事業者の人材育成の支援

相談支援事業所情報交換会を４回開催。各相談支援事業所から提供された事例を用いて、多様な視点から地域での生活支援について事例検討を行い、支援の幅が広がるように努めた。また、事例検討後は、次回の相談支援事業所情報交換会にて振り返りを行い、検討後の対応について共有した。

（３）地域の相談機関との連携強化の取組

ア 市内小中学校へ児童通所支援事業を利用する児童・生徒の一覧を配布し、教育機関との連携の充実を図った。

イ 個別事例に基づき、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援事業、成年後見支援センター、ハローワーク等の機関と連携及び協働により対応。

ウ 個別支援会議を実施し、家庭、教育、福祉の各支援機関の連携を促進。

３ 地域移行・地域定着の促進の取組

（１）障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

個別ケースに応じ、医療機関と連携しながら対応。

(2) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

地域生活支援部会にて碧南市における「にも包括（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）」についてモデル事例を通して、地域の体制整備について検討。また、精神科病院の長期入院者の退院に関するコーディネートを実施。

4 権利擁護・虐待の防止

(1) 障害者虐待における通報又は届出の受理

碧南市障害者虐待防止センターの一部機能（相談届出受理、相談、助言及び指導、受け入れにおける支援、広報、周知等）を受託し、夜間及び休日における虐待防止センターの電話受付体制などの虐待防止に努めた。

(2) 障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言

虐待対応に関して、毎月福祉課と情報共有及び進捗状況の確認を行い、支援方針の確認や虐待対応の終結に向けた調整を実施。

(3) 障害者虐待防止のための関係機関とのネットワーク構築、広報及び啓発活動

市内の障害福祉サービス事業所及び児童通所支援事業所等を対象に、権利擁護・虐待防止に関するセミナーを開催し、各事業所における虐待防止研修に役立つよう企画。また、施設・地域における障害者虐待防止の職員セルフチェックリストを受講前に実施してもらい、虐待防止の啓発に努めた。

5 碧南市地域自立支援協議会作業部会の運営

事業所部会、就労支援部会、こども部会、障害者災害時支援部会及び地域生活支援部会の事務局として地域課題の整理及び各部会へ検討事項を提案。各部会の詳細は、別紙のとおり。

議題（３）碧南市地域自立支援協議会各作業部会の実績報告及び今年度の取組について

１ 事業所部会

（１）構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

（２）令和７年度目標及び結果

ア 目標

地域生活支援拠点の機能評価の継続及び機能の充実のための検討を実施。

イ 結果

（ア）５月２３日（金）、９月１９日（金）、１２月１０日（水）に部会を開催し、緊急時対応や一人暮らしの体験利用時の流れを事例を用いて再度確認、利用時の課題と解決策について検討を行った。また、地域生活支援拠点の機能評価について、各機能の理解を深め、正しい評価につなげるため、碧南市での現状の取り組みについて共有した。また、夕方以降のサービス提供時間について、意見交換を行った。

（イ）地域の体制づくりのため、１１月２１日（金）に事業所説明会をサンタなおで開催。

（ウ）事業所間の情報交換の機会づくりとして、７月３日（木）、１８日（金）、１月１９日（月）、２３日（金）にプチ事業所部会「広がる輪の会」を開催し、事業所間のつながりづくりや日頃の支援の悩み等を共有する機会とした。

（エ）地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成のため、次の取組みを実施。

ａ ７月１１日（金）に「その支援、合理的配慮ですか？合理的な説明できますか？～本音で話せていますか？～」と題して、権利擁護・虐待防止に関するセミナーを開催。各事業所における虐待防止のための研修として活用できるよう実施。

ｂ ２月１３日（金）、２４日（火）にハウレンソウ（報告・連絡・相談）をテーマに、職場づくり及び職員の資質向上のためのセミナーを実施。

（オ）就労支援部会と協力し、６月２８日（土）に障害福祉サービス事業所説明会を開催。将来の進路選択の参考となるよう努めた。

（カ）地域生活支援拠点の機能評価を市内の障害児者福祉サービス事業所より実施。

(3) 令和 8 年度検討事項

ア 課題

地域生活支援拠点の機能評価結果において、更なる機能の充実が必要な項目がある。

イ 目標

地域生活支援拠点の機能評価の継続及び機能の充実のための検討を実施。

ウ 取組内容

- (ア) 地域生活支援拠点の機能評価を継続し、機能の更なる充実に向けて検討を実施。
- (イ) 事例を通じた地域課題の確認と他機関連携の検討を実施。
- (ウ) 事業所間の交流の機会を確保。
- (エ) 人材育成のためのセミナーを実施。
- (オ) 障害福祉サービス事業所説明会を開催し、保護者等に事業所情報の提供の機会を確保。

2 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（商工課）

(2) 令和 7 年度目標及び結果

ア 目標

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進。
- (イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。
- (ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。
- (エ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

イ 結果

- (ア) 将来の進路や生活の参考となるよう、事業所部会と協力し、障害福祉サービス事業所説明会を 6 月 28 日（土）に開催。
- (イ) 4 月 16 日（水）、5 月 20 日（火）にコアメンバー会議を開催。碧南 JC 6 月例会（碧南市課題解決し隊～繋がろう深めよう～）に向けて、就労支援部会とし

て参加するための内容を検討。6月20日（金）に碧南JC6月例会へ参加し、障害者就労に関しての理解促進や企業と福祉の連携が図れるように努めた。

(ウ) 9月29日（月）に第1回の部会を開催。碧南JC6月例会の報告と就労選択支援についての情報共有を行った。

(I) 2月18日（水）にコアメンバー会議を開催。愛知中小企業家同友会主催 バリアフリー交流会 in 西三河への参加と福祉マルシェ開催に向けて検討を行った。

(3) 令和8年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域での障害者雇用や福祉的就労の理解促進が必要。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などが必要。

(ウ) 学生から社会人になり、進路のミスマッチのような状態が生じることもある。

(I) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限定的。

イ 目標

(ア) 地域での障害者雇用や福祉的就労の理解促進。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。

(ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。

(I) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

ウ 取組内容

(ア) 障害者雇用や福祉的就労の理解促進を目的として、企業との連携や地元企業向けの企画、福祉マルシェ開催について検討。

(イ) 就労選択支援についての情報共有や事業所間の連携を図りながら、工賃向上に向けて情報共有や検討。

(ウ) 障害福祉サービス事業所説明会を開催。

(I) 就職希望者への情報周知方法について検討。

3 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和7年度目標及び結果

ア 目標

- (ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実
- (イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施
- (ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催
- (エ) サポートブック普及啓発活動の継続

イ 結果

(ア) 児発・放デイ事業所説明会

8月25日(月)に「児発・放デイ事業所説明会」企画委員会を開催し、内容を検討。11月16日(日)に「児発・放デイ事業所説明会」を開催。園児や小学生、保護者等の78名が参加。

(イ) 児童通所支援事業所検討会

10月20日(月)、12月12日(金)に開催し、次の内容を検討・実施。

「児発・放デイ事業所説明会」について、企画委員で検討した内容を確認。開催後は、振り返りと次回に向けた意見交換を実施。

長期休みにおける放デイの利用について検討。長時間対応が必要な家庭に対して、各事業所ができる範囲で対応しつつ、保護者にも理解や協力を得ていくこと、相談支援が中心となり、各事業所と連携を取りながら対応していくことを確認。

他事業所の情報を知る機会について、グループワークを実施。事業所同士の見学会や各事業所のプレゼンの機会を作る、合同作品展の開催等様々な意見が挙げられた。今後、各事業所へアンケートを実施し、取組めることから対応していく方針とした。

(ウ) 保護者支援

「ほっとまんま・カフェ」「ほっとまんま相談コーナー(あおぞらひろば)」を月1回開催(8月、1月を除く)。ほっとまんま・カフェは、6月と11月に土曜日開催。

ピアサポーターによる、にじの学園の出張相談を11月7日(金)、10日(月)～12日(水)に実施。

ほっとまんま茶話会を2月16日(月)に開催。

(エ) サポートブック・シート

4月の小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者会、公立園長会、公私立主任会において、活用について周知。また、にじの学園から地域の園へ入園する児童の保護者に対し、5月7日（水） 1月19日（月） 20日（火）に説明会を実施した。

より使いやすいサポートブックにするため、関係機関からの意見を集約し、改訂版を作成。

(3) 令和8年度検討事項

ア 課題

- (ア) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要
- (イ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実
- (ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

- (ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実
- (イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施
- (ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催
- (エ) サポートブック普及啓発活動の継続

ウ 取組内容

- (ア) 医療的ケア児者検討会等課題別、ステージ別の検討会を開催し、課題の確認と支援について検討。
- (イ) 保護者へ事業所の情報を伝える機会として、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所説明会の開催。
- (ウ) 保護者支援の更なる充実のため、ほっとまんまによるピアサポートの実施やサポートブック等の普及啓発を実施。
- (エ) サポートブック改訂版について活用の周知を図る。

4 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和7年度目標及び結果

ア 目標

(ア) 防災に関して、当事者・家族が関われる機会が設けられるよう検討。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進等について検討。

イ 結果

(ア) ワーキンググループ

7月15日(火)、8月4日(月)、9月2日(火)、9月30日(月)に開催。当事者・家族を主体とした地域での避難訓練の実施に関して、棚尾地区の自主防災訓練への参加やチラシについて、また「へきなん防災フェスタ2025」に向け、標高や避難所が分かるジオラマの製作等について検討。

(イ) 部会

7月7日(月)、2月16日(月)に開催。当事者・家族が自分事として考えられるようにすること、地域住民に要配慮者への理解を促進するための取り組み、碧南市総合防災訓練「へきなん防災フェスタ2025」への出展について検討。棚尾地区自主防災訓練、日進地区防災委員会、川口町個別支援計画実施訓練等、各地区での訓練を共有。

(ウ) 周知活動

9月14日(日)にあいくるで開催された市民参加型イベント「碧南きづなあぐ」(～絆・つなぐ・築く・気づくを目指して～)にて、「災害への備えを学ぶ会」の出展にワーキンググループメンバーが有志で協力。ジオラマを展示し、来場者に避難所における不安や心配事を記入してもらい、内容を地区別に掲示。

11月9日(日)「へきなん防災フェスタ2025」へ出展。

標高等が分かるジオラマを各公民館で順次展示した他、12月7日(日)日進公民館まつりの「日進みらいの会」のブースで、1月18日(日)棚尾公民館まつりの「棚尾地区自主防災を考える会」のブースで活用。

(I) 地域の防災訓練への参加

10月12日(日)日進地区自主防災訓練に8名の当事者・家族が参加。東部市民プラザに用意された福祉避難スペースで、高齢者と過ごす体験をした。

11月23日(日)棚尾地区自主防災訓練に19名の当事者・家族が参加。防災リュックの持参、床や段ボールベッドに寝る体験や簡易トイレに座る体験等をした。

(3) 令和 8 年度検討事項

ア 課題

(ア) 当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考えることが必要。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進が必要。

イ 目標

(ア) 防災に関して、当事者・家族が関われる機会が設けられるよう検討。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進等について検討。

ウ 取組内容

(ア) 当事者・家族が自分事として考えられる機会として、市や地域の避難訓練への参加の促しや当事者を中心とした避難訓練や勉強会等の検討。

(イ) 災害時への備えで、必要な物などがわかるハンドブック等の作成。

(ウ) 地域住民に要配慮者への理解を促進するため、自主防災訓練等への参加や防災フェスタへ部会として出展。

5 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和 7 年度目標及び結果

ア 目標

(ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援部会にて検討。

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施。

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催。

(エ) こころの運営を継続。

イ 結果

(ア) 8月5日(火)、12月15日(月)、3月9日(月)に部会を開催。「にも包括について～事例を通して地域を考える～」として、事例検討を通じ、碧南市の地

域資源について考える機会とした。また、にも包括を構成する要素を意識できるようにした。

(イ) 個別ケースを通じて、医療機関との連携を図り、精神科病院の長期入院者などの退院調整や退院後の安定した生活に向けた支援を実施。

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催。

(I) こころの運営

a 精神に障害のある方等の居場所こころを毎週木曜日10～15時に開所。

b 福祉課窓口で自立支援医療の更新手続きの際に、案内チラシを配布。ホームページに掲載、近隣精神科病院・クリニックにチラシ・ポスターを送付。

(3) 令和8年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要。地域で安定した生活が過ごせるよう体制整備が必要。

(イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となる社会資源が不足。

(ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施。

イ 目標

(ア) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活支援部会にて検討。

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施。

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催。

(I) こころの運営を継続。

ウ 取組内容

(ア) 事例検討や意見交換などを交えながら、精神障害者にも対応した地域ケアシステムの構築に向けた検討。

(イ) 行政機関や医療機関と連携を図り、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進。

(ウ) あおみJセンターと連携した家族懇談会の充実。

(I) こころを運営し、居場所やプログラム内容について参加者を含め協議。

へきなん障害者ハーモニープランの策定について

令和 8 年 6 月

1 策定の趣旨

現行の「へきなん障害者ハーモニープラン（第 3 期碧南市障害者計画・第 7 期碧南市障害福祉計画・第 3 期碧南市障害児福祉計画）」の計画期間が令和 8 年度で満了するため、時流に合わせた施策の見直しを行い、本市の障害者福祉施策等を総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう、次期計画を策定します。

2 次期計画の名称

- ・へきなん障害者ハーモニープラン（第 4 期碧南市障害者計画・第 8 期碧南市障害福祉計画・第 4 期碧南市障害児福祉計画）

3 計画の構成と根拠法

「へきなん障害者ハーモニープラン」は、以下の 3 計画を一体的に策定するものです。

- ・第 4 期碧南市障害者計画...障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」です。障害者のための施策に関する基本的な事項を定めます。
- ・第 8 期碧南市障害福祉計画...障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- ・第 4 期碧南市障害児福祉計画...児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。

4 計画の期間

計画期間は、「第 4 期碧南市障害者計画」は令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間、「第 8 期碧南市障害福祉計画」および「第 4 期碧南市障害児福祉計画」は令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間として定めます。

（年度）	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15
碧南市障害者計画		第 4 期（本計画）						
碧南市障害福祉計画		第 8 期（本計画）			第 9 期			
碧南市障害児福祉計画		第 4 期（本計画）			第 5 期			

5 現行計画策定以降の変更点について

次期計画の策定にあたっては、現行の「へきなん障害者ハーモニープラン」策定以降の国等の動向を踏まえて策定します。

(1) 障害者計画について

障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「第4期碧南市障害者計画」については、以下のような国の動向を踏まえて策定します。

■近年の障害者関連法整備の主な動き（現行計画策定以降）

年	主な動き
令和3年	○ 医療的ケア児支援法の施行 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
令和5年	○ こども基本法の施行 ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す ○ 障害者基本計画(第5次)策定
令和6年	○ 障害者差別解消法の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○ 障害者総合支援法の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大 等
令和7年	○ 就労選択支援の開始 ・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援 ○ 手話施策推進法の施行 ・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	○ 高次脳機能障害者支援法の施行 ・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画について

国が示す「基本指針」に即して、市町村・都道府県は障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。そのため、このたび策定する「第8期碧南市障害福祉計画」および「第4

期碧南市障害児福祉計画」も、この「基本指針」が示す考え方や成果目標等を踏まえて策定します。
なお、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画（令和 9 年度～令和 11 年度）を作成するための基本指針は令和 8 年 3 月 31 日に告示されています。

■ 基本指針改正（概要）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（概要）

1 改正の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めている。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 9 年度から令和 11 年度までの第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握について記載
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合について記載
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進について記載

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進について記載
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標を新設

障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4 つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進について記載
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進について記載
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・ 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進について記載
- ・ 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を新設
- ・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

障害福祉サービスの質の確保等

- ・ 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標を新設
- ・ 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・ 障害児支援における人材育成の重要性を記載

きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討について記載
- ・ 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・ 障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

高次脳機能障害者に対する支援

- ・ 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載

住宅セーフティネット制度との連携

- ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携について記載

地域差の是正・指定の在り方等

- ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法を記載
- ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請について記載
- ・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努めることを記載

障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進について記載
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携について記載

スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
- 災害時における障害福祉サービス提供の確保
- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携について記載
 - ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

- その他所要の改正を行う。

3 適用期日

令和9年4月1日